

乳幼児等医療費助成制度のご案内

1. 制度内容

各種医療保険に加入している出雲市内にお住まいの小学校就学前のお子さんの医療費を助成する制度です。生活保護を受けている場合は対象となりません。

また、他市町村への引っ越し後は、資格証は使用できません。

2. 助成内容

対象者の医療費を以下のとおり助成します。

対象者	自己負担額		
	入院	通院	薬局等※
小学校就学前のお子さん	無料	無料	無料

※薬局等：薬局（病院内の薬剤科は対象外）、柔道整復施術所、治療用装具製作所、はり・きゅう・あんまマッサージ施術所、訪問看護ステーション

以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- ・保険適用外のもの（入院時食事療養費、検診代、病衣代、他の医療機関からの紹介状がない場合にかかる負担金等）
- ・第三者行為（交通事故等の第三者による加害行為）による傷病にかかるもの

3. 医療機関にかかるとき

・島根県内の医療機関にかかるときは、マイナンバーカード等健康保険情報が分かるものと一緒に、「乳幼児等医療費受給資格証」（以下、資格証といいまします。）を医療機関の窓口へ提示してください。

・島根県外の医療機関にかかるときは、一部の医療機関（※）を除いて、資格証は使用できないため、後日払戻しの申請をしてください。※詳しくはホームページをご覧ください。



4. 手続き内容

こんなとき	届出	必要なもの	内容
・お子さんが生まれた ・出雲市へ転入した ・資格証をなくした、破損した	交付・再交付申請	お子さんの健康保険証情報が分かるもの※	資格証を渡します。
・保険情報が変わった ・市内で引っ越した ・氏名が変わった	内容変更届	・資格証 ・（保険変更の場合）お子さんの健康保険証情報が分かるもの※	新しい資格証を渡します。



こんなとき	届出	必要なもの	内容
・出雲市外へ引っ越す （転出する）	内容変更届	資格証	資格証は返却してください。

※お子さんの資格確認書、マイナ保険証（4桁の暗証番号）、保険証のうちいずれか1つ（詳しくは、裏面「6. 申請前のご準備」をご覧ください）。



《医療費の払戻しの手続き（償還払い）》

県外の医療機関の受診などで資格証が利用できなかったときや、治療用の補装具を購入したときは、払戻しの手続きをすることで、自己負担額が返還されます。

医療機関から請求を受けた日から2年以内に手続きしてください。

こんなとき	必要なもの
資格証が使えなかった（県外で病院に行った、資格証を持っていくことを忘れた）	①領収書（受診者名、診療点数が記載されているもの） ②受給資格者名義の口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカード） ③資格証
健康保険を利用せず受診した（マイナンバーカード等を持っていなかった）	①～③（上に記載） ④保険者からの支給決定通知書
治療用装具を購入した （コルセット、膝サポーター、義手など）	①～④（上に記載） ⑤医師の意見及び装具装着証明書
治療用装具を購入した （小児弱視などの治療のための眼鏡・コンタクトレンズ）	①～④（上に記載） ⑥弱視等治療用眼鏡等作成指示書

5. 手続き方法

いつでもどこでも利用できる、便利な電子申請をご利用ください！

以下のいずれの手続きにもご利用いただけます。

（1）交付・再交付



（2）内容変更



（3）払戻し（償還払い）



●スマホの場合は、上の二次元コードから。

●パソコンの場合は で検索し、出雲市のホームページの案内に従ってオンラインで申請してください。

●窓口での申請も受け付けています。

【受付】出雲市役所 本庁 子ども政策課、各行政センター市民サービス課

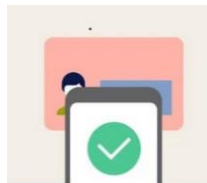


6. 手続き前のご準備

交付再交付申請や保険変更の場合、お子さんの健康保険証情報が分かるものをご準備ください。

(1) マイナンバーカードを保険証として利用する場合

申請方法	必要なもの
電子申請	マイナポータル「健康保険証」の写真 (サンプルの点線部分が必要です)
窓口申請	マイナンバーカードと4桁の暗証番号



申請前に必ずマイナポータルアプリ上の健康保険証情報を確認してください。

《確認方法》

- ① マイナポータルアプリをダウンロードし、
お子さんのマイナンバーカードを使ってログインする。
- ② 証明書の中の「健康保険証」の内容を確認し、
マイナンバーカード未登録の場合、登録作業を行う。
※詳しくは、厚生労働省
ホームページをご覧ください。→

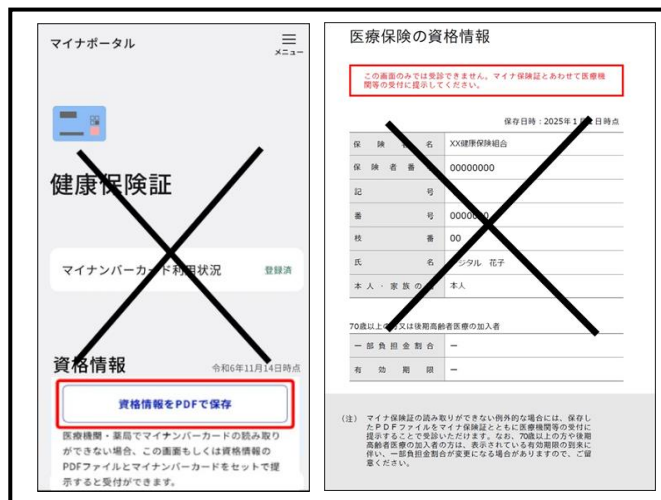


- ③ 資格情報のお知らせが届いても、②の「健康保険証」
の内容が確認できない場合は、保険者（職場など）へ
確認する。

子どものマイナポータル画面の説明(サンプル)

以下のものでは健康保険証情報の確認ができません。
マイナポータルからダウンロードできるファイル

資格情報のお知らせ



(2) マイナンバーカードを保険証として利用しない場合

資格確認書、保険証（令和7年12月1日まで）のうち
どちらか1つが必要です。

※電子申請の場合は、おもて面の写真（サンプルの点線
部分）が必要です。



7. 高額療養費について

入院などで、医療費が高額になった場合、「高額療養費支給申請書」の
提出をお願いすることがあります。

※出雲市から被保険者（保護者等）への支払いや、被保険者（保護者等）
から出雲市への支払いは発生しません。



8. マイナ保険証と資格証の一体化

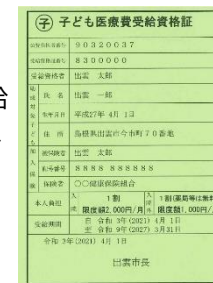
医療機関にかかるときに、マイナンバーカード1枚で資格証の確認ができるようになりました。ただし、すべての医療機関で資格証の確認ができるわけではありません。詳しくは、ホームページをご覧ください。

9. 小学生からの医療費助成制度

《子ども医療費助成》

小中学生と高校生年代の医療費を助成する制度です。乳幼児等医療費受給
資格証をお持ちの方は申請手続不要です。小学校入学前の3月頃、ご自宅へ
新たな資格証をお送りします。

詳しくは、子ども医療費助成のホームページを
ご覧ください。→



《慢性呼吸器疾患等16疾患群により入院したお子さんへの助成》

就学後から20歳未満のお子さんの入院の医療費を1割負担（限度額15,000円/月（医療機
関））とする制度です。資格証は無いため、全て払戻しでの手続きとなります。

以下の対象の疾患に該当する場合のみの助成です。

①悪性新生物②慢性腎疾患③慢性呼吸器疾患④慢性心疾患⑤内分泌疾患⑥膠原病⑦糖尿病⑧先天
性代謝異常⑨神経・筋疾患⑩慢性消化器疾患⑪血液疾患⑫免疫疾患⑬染色体又は遺伝子に変化を伴
う症候群⑭皮膚疾患⑮骨系統疾患⑯脈管系疾患

対象疾患に該当するかどうかの判定依頼を出雲保健所に行います。詳しくは、**出雲保健所**(Tel
21-8785) にお問い合わせください。

【お問い合わせ】出雲市役所 子ども政策課

電話 0853-21-6963 FAX 0853-21-6413

メール kodomo@city.izumo.shimane.jp



←出雲市ホームページ

(乳幼児等医療)